

収入減少影響緩和対策 の概要

詳しく知りたい方へ！

都府県の皆様用



Ver.4

このパンフレットは、随時更新します。(平成25年4月現在)
最新の内容については、農林水産省ホーム・ページ／水田・畑作経営所得安定対策パンフレットを御確認下さい。

～ 目 次 ～

	頁
1．対策の内容	1
2．支援対象者	2
（1）認定農業者になるには	2
（2）こんな集落営農が対象になります	3
3．経営規模要件	4
4．具体的な支援の内容	6
（1）制度の概要	6
（2）収入減少影響緩和対策の試算例	7
（3）米価変動補填交付金との調整措置	9
5．対策の加入手続等	10
（1）スケジュール	10
（2）加入申請（継続加入の場合）	11
（3）加入申請（新規加入の場合）	12
6．農業経営基盤強化準備金制度	13
問い合わせ先一覧	14

1. 対策の内容

○ 支援対象者

支援の対象となる担い手は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模（面積又は所得）を有することが要件です。なお、経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備（P4参照）されています。

認定農業者



一定の経営規模

集落営農組織



一定の経営規模

【5つの取組を行う集落営農が対象】

農用地の利用集積目標の設定

規約の作成

共同販売経理

法人化計画の作成

主たる従事者の所得目標の設定

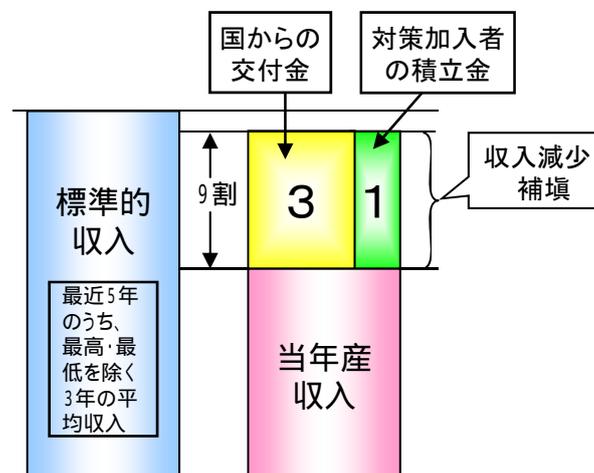
○ 支援の内容

収入減少影響緩和対策

（「ナラシ対策」）

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補填します。対策加入者にもあらかじめ一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）していただく必要があります（P6～8参照）。
- ・ 米価変動補填交付金との重複を避けるための調整措置が行われます（P9～10参照）。

【対象品目は3品目】 米、麦、大豆



2. 支援対象者

(1) 認定農業者になるには

認定農業者になるには、5年後の自らの経営目標やその達成のための取組内容を表した「**農業経営改善計画**」を作成して、**市町村に計画の認定を申請**する必要があります。

市町村は、計画の内容が認定基準を満たすかどうか審査の上、認定します。

～ 認定までの流れ ～

農業経営改善計画の作成についてのご相談は、市町村または地方農政局等にお寄せください。



経営改善を図ろうとする方

自ら経営改善に取り組むやる気のある人であれば、性別や年齢等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

農業経営改善計画の作成

5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

認定基準

市町村基本構想に適しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮しているか

達成できる計画か

市町村へ申請

認定

認定農業者

各種支援

～ 経営改善計画のフォローアップ～

認定農業者になった方は、経営改善計画に沿って着実に経営改善を進める必要があります。農林水産省では、皆様の経営改善を後押しするため、経営改善に必要な取組の自己チェックや経営データの確認ができる「**新たな農業経営指標**」を策定しました。

認定農業者の方は、この指標に基づく**自己チェックを毎年行っていただき**、その結果を市町村に提出してください。提出いただいた自己チェック結果に応じ、市町村等による**経営改善計画の達成に向けたフォローアップ**を受けることができます。



新たな農業経営指標についてはこちら → <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

(2) こんな集落営農が対象になります

地域の農業を担う集落営農は、将来にわたって効率的で安定した農業経営を行うことができるよう、**特定農業団体**となるか、**これと同様の要件（以下の5つ）を備えることが必要**です。

農用地の利用集積目標を定めること

地域の農用地の**2 / 3以上**を集積（農作業を受託）する**目標（5年後）**を定めます。

〔 **地域の生産調整面積の過半**を受託する組織の場合は、**1 / 2以上**の集積で足りす。 〕

「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲（集落など）で捉えることが原則ですが、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができます。

規約を作成すること

代表者、構成員、総会、農用地や農業用機械等の利用・管理に関する事項等を定めた**組織の規約**を作成します。

共同販売経理を行うこと

集落営農組織の口座を設けて、対象品目について**組織名義**で出荷し、その**販売代金**を**組織の口座**で受け取ります。

法人化計画を作成すること

法人となる**計画（5年以内）**を作成します。

主たる従事者の所得目標を定めること

組織の主たる従事者について、**農業所得の目標**を定めます。



ミニQ&A

「共同販売経理は、家計まで一緒にしないとダメなの？」

→ 構成員の生活資金や個別の農業経営等の経理を行う**個人の口座**までもまとめる必要はありません。

「予定日までに法人化できなかった場合は？」

→ 法人化に向けて努力してきたものの、予定日までに法人化できなかった場合は、**目標を延期**することができます。

「法人化できなかった場合に、既に受け取った交付金は？」

→ 計画どおりに法人化できないということで、それまで受領した**交付金の返還**を求められるものではありません

「主たる従事者を特定できない場合は？」

集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、**候補者の人数**を定めればよく、また、**目標農業所得額**は市町村**基本構想**に定められた額を目標とすることもできます。

3. 経営規模要件

経営規模の要件は原則、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、地域の実態を踏まえ、**物理的特例**、**所得特例**、**生産調整特例**、**市町村特認**が措置されています。これにより、熱意をもって営農に取り組む方が対策に参加することが可能です。

以下のいずれかに該当すれば対策に参加することができます。

面積要件(物理的特例で緩和)を満たす場合

原則は、認定農業者4ha（北海道10ha）、集落営農組織20haですが、**集落の農地が少ない**など、物理的制約から規模拡大が困難な地域については、**面積要件が緩和**されています（物理的特例）。

地域ごとに設定	認定農業者	集落営農組織
	都府県：2.6ha～4ha 北海道：6.4ha～10ha	平場：12.8ha～20ha 中山間：10ha～20ha

各地域ごとの基準は、地域センター等にお問い合わせください。

所得特例を満たす場合

有機栽培や複合経営等により**十分な農業所得があれば対象**になります。
〔特例の要件〕

- ・ 対象者（集落営農組織の場合は、主たる従事者）の農業所得が市町村の目標農業所得の過半であること
- ・ 対象品目の収入、所得、面積のいずれかが経営全体の27%以上であること
- ・ 農業経営改善計画等に記載した農産物の加工・販売、その他の所得の額も含めることができます。

生産調整特例を満たす場合（集落営農に限ります。）

地域の**生産調整に取り組む組織**であれば**面積要件は大幅に緩和**されます。
〔特例の要件〕

- ・ 地域の生産調整面積の過半を受託している組織であること

〔基準〕

- ・ 地域ごとの生産調整率により基準が設定されています。（下限：平場7ha、中山間4ha）
各地域ごとの基準は、地域センター等にお問い合わせ下さい。

市町村特認の対象になる場合

詳しくは次頁参照

経営規模として算入できる面積

農地基本台帳上の現況地目が「田」と「畑」の合計です（樹園地、採草放牧地は除く。）。

「権原」（所有権、賃借権等）を持っている面積のほか、基幹作業を行う等の条件を満たす「**受託面積**」も算入できます。

市町村特認の内容

面積要件や特例に該当しない方でも、「人・農地プラン」、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた地域の担い手（認定農業者又は集落営農組織）については、市町村の判断で本対策に加入できます。

市町村特認の対象者(ガイドライン)

人・農地プランの中心経営体に位置付けられた者

人・農地プランにおいて、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

(集落営農組織は、P 3の5つの要件を満たしていることが必要です。)

地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた者

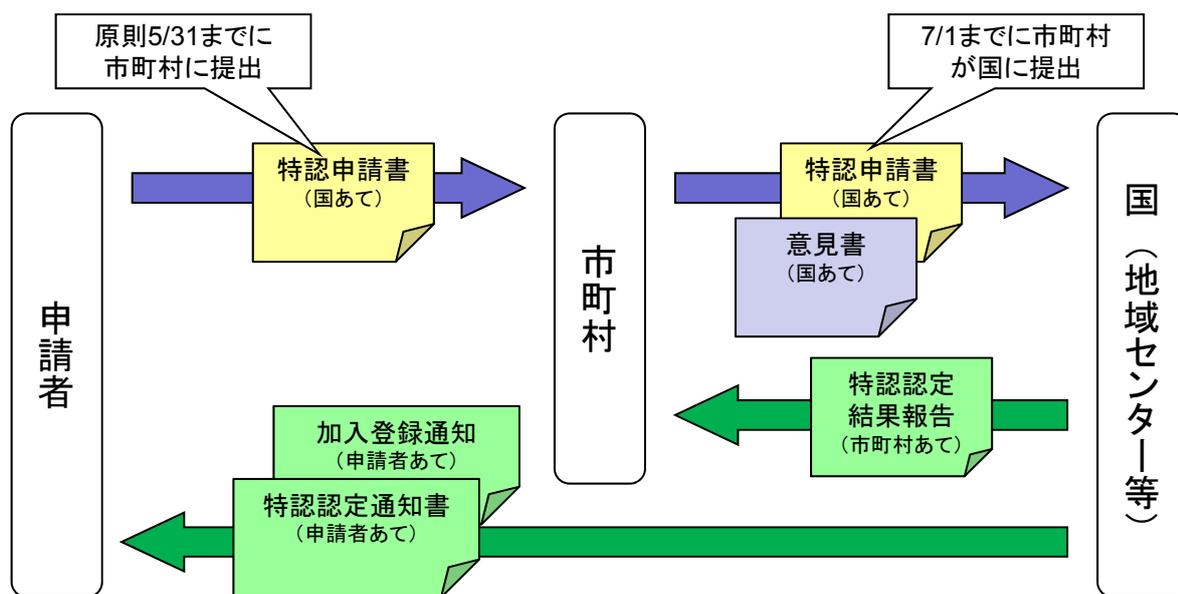
地域水田農業ビジョンに位置付けられた認定農業者又は集落営農組織

(集落営農組織は、P 3の5つの要件を満たしていることが必要です。)

その他市町村が特に必要と認めた者

加入者のうち、災害等により作付けが不可能となり一時的に経営規模や農業所得が減少したため、規模要件を満たすことができなくなった者など

～ 市町村特認の申請・認定事務手続のながれ ～



4. 具体的な支援の内容

(1) 制度の概要

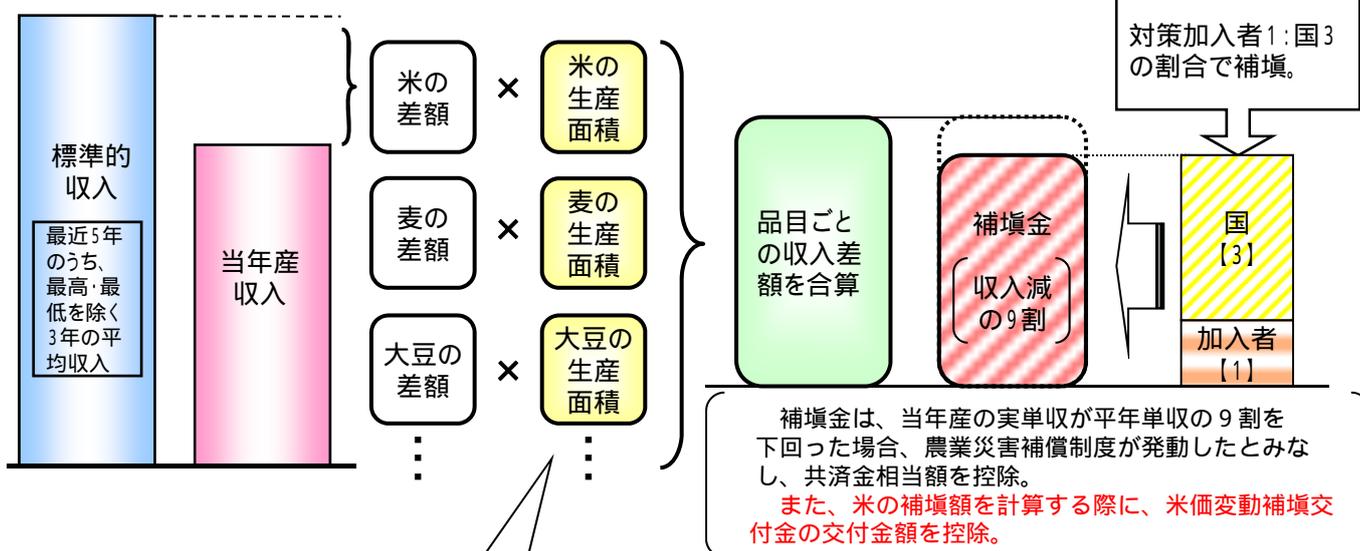
対策加入者の収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合に、その差額の9割を補填します。

補てんを受けるには、対策加入者も予め一定額の積立金を拠出（20%の収入減少に備えた額が上限。）する必要があります。

$$\text{補填金} = (\text{標準的収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$$

米、麦、大豆の3品目が対象（ただし、ビール麦、黒大豆、種子用の米・麦・大豆は支援対象外）です。

〔都道府県等ごとに算定〕



$$\text{当年産の生産実績数量（対策加入者ごと）} \div \text{当年産の実単収（都道府県等ごと）}$$

< 補填金の対象となる生産実績数量について（米穀） >

米穀については、生産数量目標（農業者間調整等後の確定数量）の範囲内で、農産物検査3等以上のもの（種子は除く）で主食用として収穫年の翌年の3月31日までに、

対策加入者がJAや集荷業者に販売、又は販売を委託して出荷したものが、消費者等に販売することとしたものが対象です。

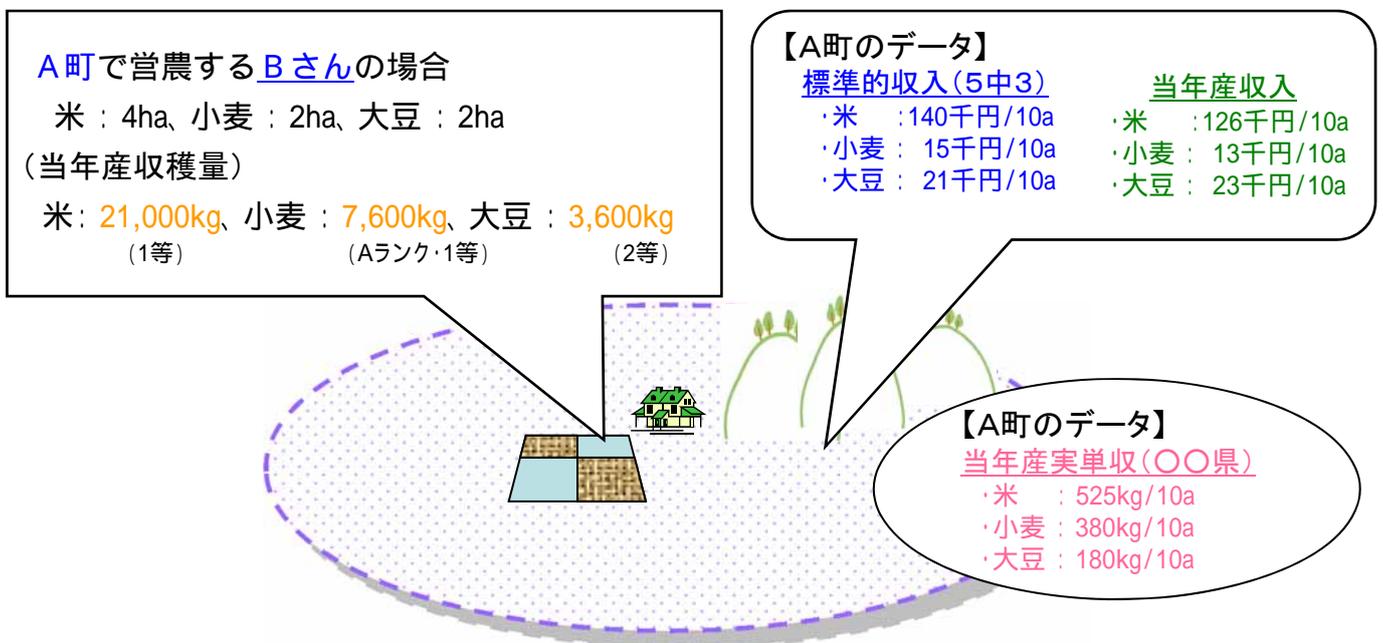
なお、米穀以外は、畑作物の直接支払交付金（数量払）と同じ範囲です。

(2) 収入減少影響緩和対策の試算例

A町で営農するBさん（米4ha、小麦2ha、大豆2ha）について、米・小麦の価格が10%下落、大豆の価格が10%上昇、米・麦・大豆の収量に変動がなかった場合の試算例。

この例では、Bさんは142千円の拠出で、504千円の補填が受けられます。（ただし、米価変動補填交付金の支払いがある場合は、これよりも少なくなります。）

また、収入減少による補填が行われなかった積立金については、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。



< 加入時の対策加入者の拠出額 >

$$\text{拠出額} = \text{品目ごとの「標準的収入} \times \text{生産予定面積」の合計} \times 10\% \times 9割 \times 1/4$$

米	140千円/10a	× 4ha =	5,600千円	} × 10% × 9割 × 1/4	Bさんの拠出額	
小麦	15千円/10a	× 2ha =	300千円			
大豆	21千円/10a	× 2ha =	420千円			
					拠出額	142千円

(注) 10%の減収に備えた積立額を拠出する場合です。

また、対策加入者1:国3の割合で補填するので、補填原資の1/4が対策加入者の拠出額となります。

< 収入減少が起きたときの補填額 >

$$\text{補填額} = \text{品目ごとの「収入増減額} \times \text{生産面積」の合計} \times 9割$$

米	▲14千円/10a	×	4ha	=	▲560千円	}	合計 ▲560千円	× 9割	Bさんの補填額
小麦	▲ 2千円/10a	×	2ha	=	▲ 40千円				
大豆	2千円/10a	×	2ha	=	40千円				

国からの交付金: 378千円
 積立金の返納額: 126千円

補填額 → **504千円**

米価変動補填交付金の支払いがある場合は、米の補填額はこれよりも少なくなります(次ページ参照)。

補填が行われなかった積立金16千円(142千円 - 126千円)は、翌年以降の収入減少に備えた積立てとなります。

上記の補填額の算定に用いたデータ

1 A町の品目ごとの収入増減額

米	…	126千円/10a	-	140千円/10a	=	▲14千円/10a
小麦	…	13千円/10a	-	15千円/10a	=	▲ 2千円/10a
大豆	…	23千円/10a	-	21千円/10a	=	2千円/10a

A町の当年産収入

A町の標準的収入

2 Bさんの品目ごとの生産面積

米	…	21,000kg	÷	525kg/10a	=	4ha
小麦	…	7,600kg	÷	380kg/10a	=	2ha
大豆	…	3,600kg	÷	180kg/10a	=	2ha

Bさんの当年産収穫量

A町の当年産実単収

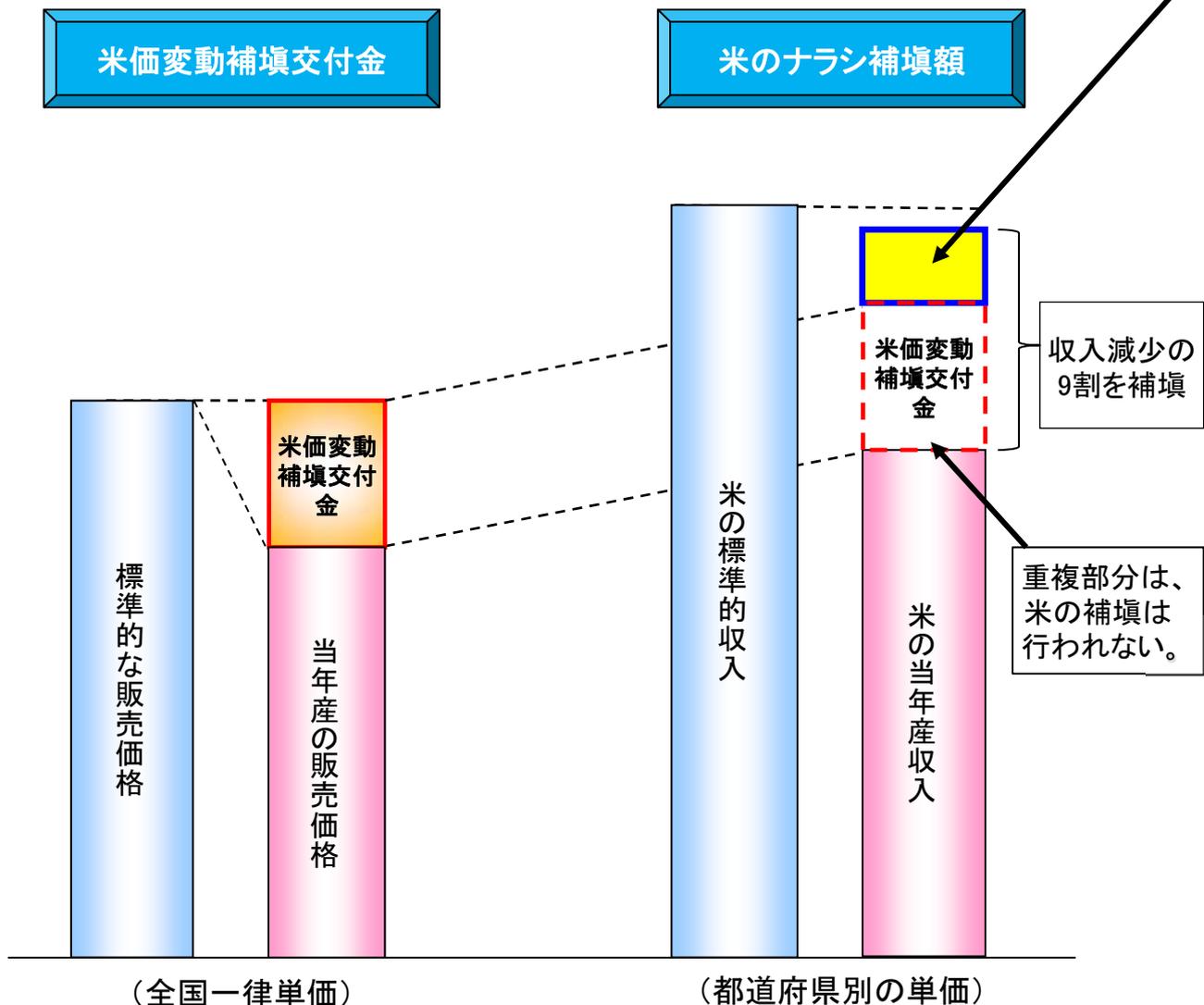
(3) 米価変動補填交付金との調整措置

- 米価変動補填交付金の支払が行われ、ナラシ対策においても米について補填が行われる場合には、両制度の補填内容が重複しないよう、ナラシ対策における米の補填額を計算する際に、米価変動補填交付金の交付金額を控除することになります。

【調整措置】

ナラシ補填額＝

$$(\text{米の標準的収入額} - \text{米の当年産収入額}) \times 0.9 - \text{米価変動補填交付金}$$

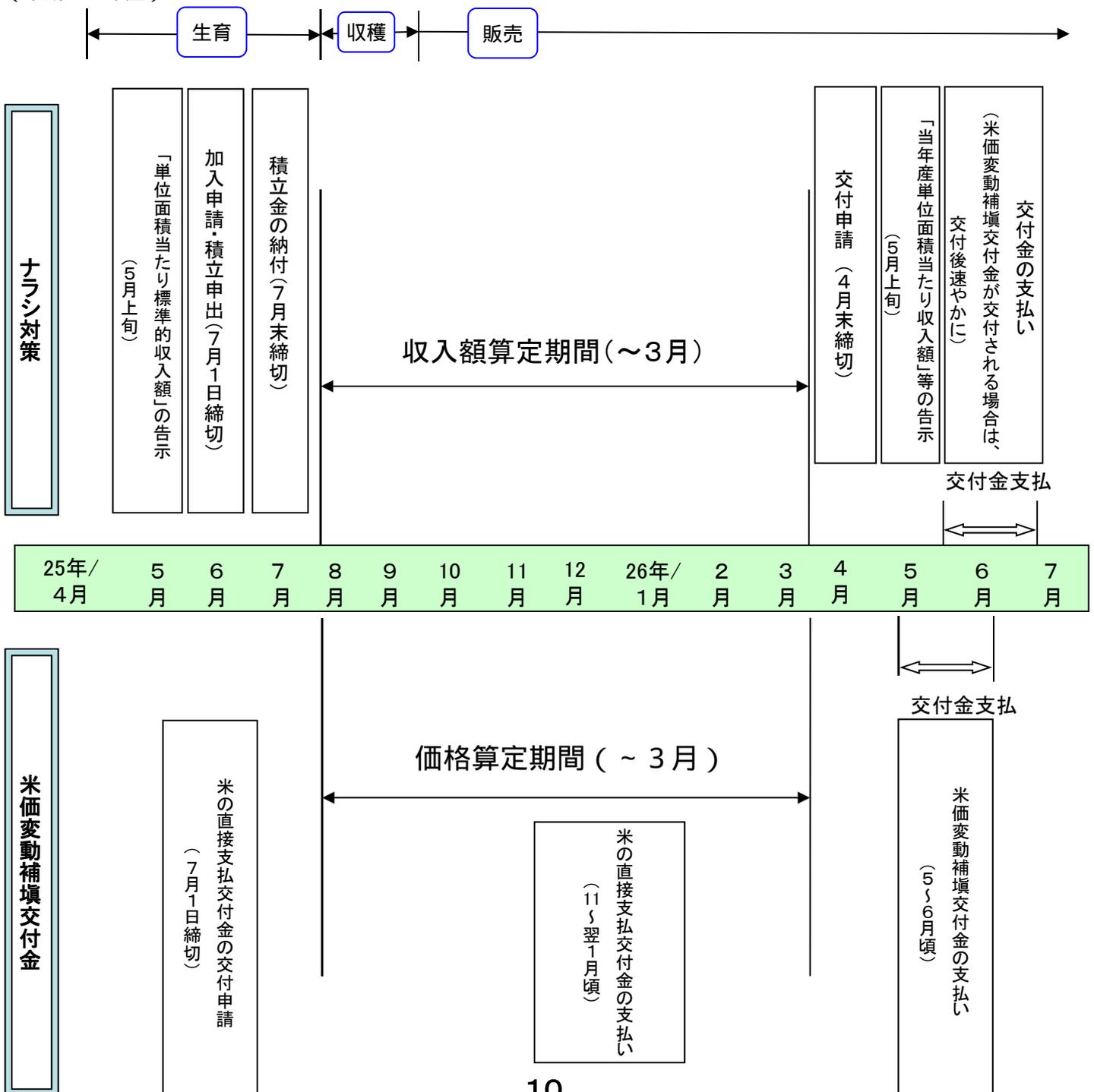


5. 対策の加入手続・スケジュール等

(1) 25年産のスケジュール

- 米価変動補填交付金は、生産年の翌年の5月～6月頃に交付。
- ナラシ対策(収入減少影響緩和対策)については、生産年の5月上旬に「単位面積当たり標準的収入額」を告示し、農業者はこの告示に基づき、7月末までに積立金を積立て。翌年5月上旬に「単位面積当たり当年産収入額」を告示し、両告示の収入差額等に基づき補填。(米価変動補填交付金が交付される場合は、交付後速やかに実施。)

米の場合
(平成25年産)



(2) 加入申請手続き (継続加入の場合)

経営所得安定対策の「交付申請書」「営農計画書」に加えて提出される「加入実績確認書兼積立申出書」において、「収入減少影響緩和対策」について「加入する」にチェックし、コース選択、申出内容の記入を行います。

新規加入の場合は、次頁を参照。

印字されている氏名、住所などを確認いただき、押印してください（認印でも構いません）。訂正が必要な場合は訂正してください。

昨年申請された経営形態、経営面積、特例・特認の状況が記載されています。変更がない場合は「変更なし」、ある場合は「変更あり」にチェックし、変更部分を赤字で修正してください。

経営面積については、規模要件を下回らない範囲の変更の場合は、「変更なし」としてください。

確認事項にチェックしてください。

「加入する」にチェックし、本年に生産を予定している品目について、その作付面積を記入してください。また、本年の積立コースの意向にチェックしてください。

様式第6号
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

水田・畑作経営所得安定対策の要件を満たして加入していた農業者であって畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成 年産について、下記のとおりであることを申し出ます。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律88号)第2条第2項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

申出年月日 年 月 日

申出者欄	フリガナ		印
	氏名又は法人・組織名		
	フリガナ		
	代表者氏名(法人・組織のみ)		
	住所	(〒 -)	

(担当者記入欄)

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード 交付申請者管理コード

経営形態	認定農業者(個人)	経営面積	田と畑の合計	特例・特認の適用	<input type="checkbox"/> 地域の農地が少ない場合の特例(物理的制約に応じた特例)
	認定農業者(法人)				<input type="checkbox"/> 地域の生産調整面積の過半を耕作している集落営農組織の特例(生産調整組織に関する特例)
	特定農業団体		m ²		<input type="checkbox"/> 基本構想の目標農業所得の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例(所得に応じた特例)
	特定農業団体以外の集落営農組織				<input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている
					<input type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。

本年チック欄 平成 年産について、上記について
 変更ない 変更ある(変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください)

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画に沿って、法人化への取組みを進めている

農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が 実行できている 実行できていない

収入減少影響緩和対策(収入減少補填)

加入する 加入しない (加入する場合は、以下に記入してください)

平成 年産収入減少影響緩和交付金(収入減少補填)について、積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²

積立金の積立コースを記載してください。
(該当するものにレ印を記入)
なお、今回は意向の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定

20%の減収に対応した積立金を納付予定

(注意事項)

- 対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
- 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った者であることが確認できなかった場合、米穀について補填が行われません。
- 米価変動補填交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補填額から控除します。

(3) 加入申請手続き(新規加入の場合)

新規加入の場合、以下の書類が必要になります。

認定農業者の場合

経営所得安定対策の交付申請書・営農計画書

加入実績確認書兼積立申出書

農業経営改善計画認定書(写)

共済細目書(写)、農地基本台帳(写)など規模

要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、
2年目以降提出
を省略できます。

集落営農組織の場合

経営所得安定対策の交付申請書・営農計画書

加入実績確認書兼積立申出書

法人化等計画書

定款又は規約(写)

特定農用地利用規程認定書(写)等(特定農業団体の場合)

共済細目書(写)、農地基本台帳(写)など規模

要件を満たしていることが確認できる書類

継続加入の場合、
2年目以降提出
を省略できます。

詳しくは、地域センター等にお問い合わせください。

ミニQ&A

「新規加入の場合、書類はどこに提出するのですか？」

→ 地域センター等に提出して下さい。新規加入の場合は、添付書類を確認する必要がありますので、地域センター等への提出をお願いします。

「申請手続きを農協等に委託することはできますか？」

→ 委託できます。農協と受委託契約を締結することにより、申請手続きを農協等を通じて行うことができます。詳しくは、最寄りの農協等にお問い合わせください。

「翌年度の交付申請時に必要な書類は何ですか？」

→ ナラシの交付申請を行う場合には、以下の書類の提出が必要です(米の場合)。

交付申請書

生産数量目標を確認できる書類

品位等検査結果を確認できる書類

出荷伝票、販売契約書、販売委託契約書など、販売数量を確認できる書類

6. 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地・農業用機械等の取得)を図る取り組みを支援します。

(特例措置の内容)

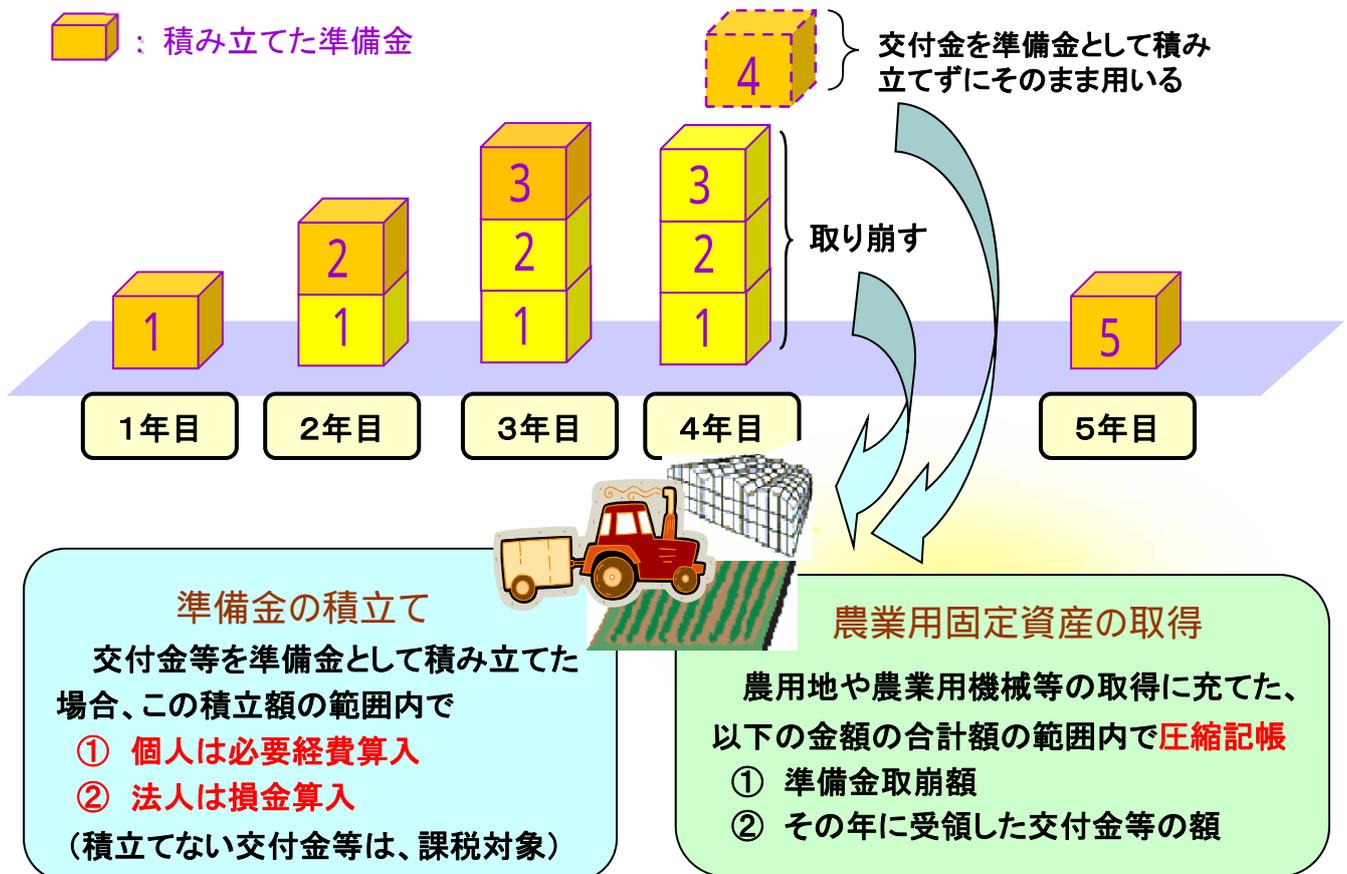
- 農業者が、経営所得安定対策などの交付金を農業経営改善計画などに従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、**農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合**、**圧縮記帳**※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、**青色申告により確定申告**(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例)3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



注: 積立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年(度)内に対象固定資産を取得すれば、必要経費(損金)に算入できます。(H19年に積み立てた準備金は、H25年に5年を経過し、H25年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、H25年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取得する必要があります。)

問い合わせ先一覧

本対策に関するお問い合わせは、以下の窓口で受け付けています。
お気軽にご連絡ください。

(東北・関東・北陸)

都府県名	相談窓口	電話番号	FAX番号
青森県	青森地域センター 農政推進グループ	017-777-3512	017-775-2190
	青森地域センター 弘前支所	0172-27-5705	0172-28-1677
	八戸地域センター 農政推進グループ	0178-29-2114	0178-29-2793
岩手県	盛岡地域センター 農政推進グループ	019-624-1129	019-654-2940
	盛岡地域センター 宮古支所	0193-62-2412	0193-63-3844
	奥州地域センター 農政推進グループ	0197-25-3918	0197-25-3930
宮城県	東北農政局 経営・事業支援部担い手育成課	022-221-1105	022-722-7378
	大崎地域センター 農政推進グループ	0229-22-2790	0229-22-2824
	大崎地域センター 石巻支所	0225-95-2403	0225-95-3815
秋田県	秋田地域センター 農政推進グループ	018-862-5720	018-862-5689
	秋田地域センター 北秋田支所	0186-62-0158	0186-62-3698
	大仙地域センター 農政推進グループ	0187-62-2124	0187-62-2196
山形県	山形地域センター 農政推進グループ	023-622-7247	023-622-7256
	酒田地域センター 農政推進グループ	0234-33-7246	0234-33-7245
福島県	福島地域センター 農政推進グループ	024-534-4157	024-534-5253
	福島地域センター 会津若松支所	0242-28-2700	0242-28-5525
	福島地域センター 郡山庁舎	024-922-1614	024-934-5419
	いわき地域センター 農政推進グループ	0246-23-8516	0246-23-8512
	いわき地域センター 白河庁舎	0248-22-1241	0248-22-1243
茨城県	水戸地域センター 農政推進グループ	029-221-2186	029-233-9550
	土浦地域センター 農政推進グループ	029-843-6893	029-843-1411
栃木県	宇都宮地域センター 農政推進グループ	028-633-3315	028-633-3401
	大田原地域センター 農政推進グループ	0287-23-5612	0287-23-5613
群馬県	前橋地域センター 農政推進グループ	027-221-2685	027-221-2687
埼玉県	関東農政局 経営・事業支援部担い手育成課	048-740-0390	048-740-0081
	関東農政局 熊谷支所	048-523-0610	048-524-9132
千葉県	千葉地域センター 農政推進グループ	043-251-8307	043-252-5261
	千葉地域センター 君津支所	0439-54-1251	0439-54-8279
	千葉地域センター 匝瑳支所	0479-72-0341	0479-72-1666
東京都	東京地域センター 農政推進グループ	03-3214-7312	03-3214-1649
神奈川県	横浜地域センター 農政推進グループ	045-211-7176	045-212-9031
山梨県	甲府地域センター 農政推進グループ	055-254-6016	055-254-6057
長野県	長野地域センター 農政推進グループ	026-233-2651	026-235-1397
	長野地域センター 佐久支所	0267-62-6271	0267-62-6272
	松本地域センター 農政推進グループ	0263-47-2003	0263-47-2179
	松本地域センター 伊那支所	0265-72-3178	0265-73-4164
静岡県	静岡地域センター 農政推進グループ	054-200-5500	054-246-3337
	静岡地域センター 沼津支所	055-933-5821	055-933-5825
	浜松地域センター 農政推進グループ	053-456-4620	053-456-4615
新潟県	新潟地域センター 農政推進グループ	025-228-5281	025-223-2274
	新潟地域センター 佐渡支所	0259-63-2561	0259-63-3159
	長岡地域センター 農政推進グループ	0258-31-2131	0258-31-2170
	長岡地域センター 上越支所	025-524-2202	025-522-5760
富山県	富山地域センター 農政推進グループ	076-441-9307	076-441-9326
石川県	北陸農政局 経営・事業支援部担い手育成課	076-232-4133	076-234-3076
	北陸農政局 七尾支所	0767-53-0719	0767-53-7322
福井県	福井地域センター 農政推進グループ	0776-35-3225	0776-36-1796
	福井地域センター 敦賀支所	0770-23-5700	0770-25-2366

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時から13時を除く）

(東海・近畿・中国四国・九州・沖縄)

都府県名	相談窓口	電話番号	FAX番号
岐阜県	岐阜地域センター 農政推進グループ	058-271-4407	058-274-0656
	高山地域センター 農政推進グループ	0577-32-1155	0577-32-1156
愛知県	東海農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	052-223-4626	052-201-1703
	豊橋地域センター 農政推進グループ	0532-56-3080	0532-56-3034
三重県	津地域センター 農政推進グループ	059-228-3199	059-228-7056
	津地域センター 伊勢支所	0596-23-3855	0596-28-1018
滋賀県	大津地域センター 農政推進グループ	077-522-4274	077-526-3062
	東近江地域センター 農政推進グループ	0748-23-3842	0748-23-3844
京都府	近畿農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	075-414-9084	075-414-7345
大阪府	大阪地域センター 農政推進グループ	06-6941-9657	06-6943-9699
兵庫県	神戸地域センター 農政推進グループ	078-331-9951	078-331-5177
	姫路地域センター 農政推進グループ	079-281-3697	079-281-3693
	豊岡地域センター 農政推進グループ	0796-22-2179	0796-22-2172
奈良県	奈良地域センター 農政推進グループ	0742-36-2981	0742-36-2985
和歌山県	和歌山地域センター 農政推進グループ	073-436-3832	073-433-5668
	和歌山地域センター 田辺支所	0739-22-5551	0739-22-7039
鳥取県	鳥取地域センター 農政推進グループ	0857-22-3256	0857-27-9672
	鳥取地域センター 米子支所	0859-22-0111	0859-22-3555
島根県	松江地域センター 農政推進グループ	0852-24-7311	0852-27-8858
	松江地域センター 浜田支所	0855-22-0980	0855-22-0981
岡山県	中国四国農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	086-230-4256	086-224-8013
広島県	広島地域センター 農政推進グループ	082-228-9483	082-228-5834
	福山地域センター 農政推進グループ	084-955-8631	084-955-1953
山口県	山口地域センター 農政推進グループ	083-922-5255	083-934-1120
徳島県	徳島地域センター 農政推進グループ	088-622-6132	088-655-4657
香川県	高松地域センター 農政推進グループ	087-831-8185	087-831-8156
愛媛県	松山地域センター 農政推進グループ	089-932-6989	089-932-1874
	松山地域センター 大洲支所	0893-24-3023	0893-24-7775
高知県	高知地域センター 農政推進グループ	088-875-2151	088-820-0202
	高知地域センター 四万十支所	0880-34-1231	0880-34-5240
福岡県	福岡地域センター 農政推進グループ	092-281-8261	092-291-7278
	北九州地域センター 農政推進グループ	093-561-1596	093-581-1214
佐賀県	佐賀地域センター 農政推進グループ	0952-23-3136	0952-23-3143
長崎県	長崎地域センター 農政推進グループ	095-845-7132	095-845-7183
熊本県	九州農政局 経営・事業支援部 担い手育成課	096-211-9286	096-211-9825
	八代地域センター 農政推進グループ	0965-35-7311	0965-35-7122
	八代地域センター 天草支所	0969-22-4195	0969-24-2555
大分県	大分地域センター 農政推進グループ	097-532-6134	097-532-6281
	大分地域センター 宇佐支所	0978-32-1421	0978-33-3326
	大分地域センター 豊後大野支所	0974-22-1037	0974-22-5627
宮崎県	宮崎地域センター 農政推進グループ	0985-22-3184	0985-22-5920
	宮崎地域センター 都城支所	0986-23-3966	0986-23-4871
	延岡地域センター 農政推進グループ	0982-33-0704	0982-33-3600
鹿児島県	鹿児島地域センター 農政推進グループ	099-222-7591	099-224-1501
	鹿屋地域センター 農政推進グループ	0994-43-3222	0994-42-0178
沖縄県	沖縄総合事務局 農林水産部 経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時から13時を除く）